

四季防災館リニューアル工事（実施設計・施工一括発注） 仕様書

第1章 総則

1. 目的

四季防災館は富山の春夏秋冬の災害や自然の特徴の体験学習を通じて県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図る施設として平成24年に開館した。開館後の12年間において集中豪雨や土砂災害、そして令和6年元旦に発生した能登半島地震等、日本全国で災害が発生している。そのような背景の中、四季防災館においては展示情報の陳腐化や来館者数の低下など課題に対する解決方針や今後の四季防災館のあるべき姿をまとめたリニューアル基本計画を令和6年11月に策定し、令和7年4月には四季防災館展示リニューアル基本設計を作成した。

当該基本設計に基づき、四季防災館リニューアル実施設計の作成及び展示製作等工事（以下「本事業」という。）を実施する。

2. 適用範囲

本仕様書は、四季防災館リニューアル工事に関し適用し、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定する。

3. 前提

次のとおりとする。

- ・四季防災館展示リニューアルに係る基本設計を踏まえ、本事業を進めること。
- ・四季防災館は、令和8年春頃にリニューアルオープンを想定しており、スケジュールに留意して遅滞なく作業を進めること。

4. 工期

工期は、契約を締結した日の翌日から令和8年3月19日までとする。

5. 管理

受注者は、本事業の実施にあたり、適切な管理を行うものとする。また、適宜、発注者に作業進捗状況を報告するとともに、発注者から説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

6. 法令遵守等

本事業の期間を通じ、受注者は関係法令を遵守することはもとより、発注者と常に密接な連絡をとり、適切に本事業を遂行するよう努めるものとする。

7. 一括委任又は一括請負の禁止

受注者は、本事業の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、受注者は、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

8. 疑義の協議

受注者は本事業を適切かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、本事業について疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

9. 貸与品等

発注者からの貸与品等について、受注者は、その重要性を認識したうえで破損、紛失等のないように慎重に取扱い、使用後は速やかに発注者に返却するものとする。

10. 協議・打合せ

受注者は、本事業の内容及び発注者の意図を十分に理解し、手戻りが生じないように十分留意するとともに、必要に応じ発注者と協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。

11. 交渉

受注者は、本事業を実施するにあたり、関係官庁及び関係団体と交渉を要する時又は交渉を受けた時、または苦情・要望を受けた場合は、遅滞なくその内容を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

12. 本事業実施上の注意事項

- (1) 現場での施工の際は、整理整頓に努め、必要に応じて仮囲いを設けるなど、隣接する広域消防防災センターなどへ影響を及ぼさないよう施工するとともに来所者及び職員等への十分な安全対策を講じること。事故等が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報

告し、発注者の指示に従うものとする。

- (2) 既存構造物が損傷、破損がないよう十分留意すること。万が一、損傷、破損があった場合は速やかに発注者に報告し、その指示により現状復旧を行うこと。受注者の原因による場合は、これに用いる費用は受注者の負担とする。
- (3) 日曜日、祝日の作業は原則として行わないこととする。作業が必要となった場合は、速やかに発注者と協議し指示に従うこと。
- (4) 演出コンテンツ等の製作について
受注者は、進行状況と製作内容の確認のため、適宜、発注者と打合せを行い、承認を得ながら製作を進めること。
- (5) グラフィック・サイン等の製作・設置について
受注者は、素材（写真、資料等）を基に詳細レイアウト等を製作し、発注者の承認を受けた後、設置すること。
- (6) 造形、模型の製作・設置について
受注者は、平面図等に基づき製作を行い、発注者の承認を受けた後、設置すること。
- (7) 受注者は、発注者に対し機器の取扱い方法等の説明を行い、納品後も支障なく使用できるようにすること。
- (8) 業務実施にあたっては、災害体験施設等の展示設計業務及び展示製作業務（展示工事）の実務経験を有する技術者を、少なくとも 1 名以上配置すること。

13. 完了検査

受注者は、本事業の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、発注者の検査を受けるものとし、検査合格により本事業の完了とする。

なお、成果品について発注者より補足、修正の指示があった場合には、速やかに補足、修正を行い、発注者の再検査を受けるものとする。

14. 事業終了後の協力

受注者は、本事業終了後においても、その内容や成果品について発注者から照合があった場合又は第三者への技術的説明の依頼があった場合、これに協力するものとする。

15. 損害賠償

受注者は、本事業実施中に、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに発注者にその状況を報告するものとし、損害賠償等が生じた場合は、受注者において一切の処理を行うものとする。

る。また、その損害が受注者の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

16. 守秘義務

受注者は本事業を実施する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本事業終了後においても同様とする。

17. 必要書類の提出

受注者は、発注者と本事業に係る契約を締結した後、本事業に着手する前に発注者と十分な打合せを行い、次の書類を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 配置技術者及び現場代理人の届出書
- (3) 業務工程表
- (4) 連絡体制（緊急時含む）
- (5) その他（発注者が指示する事項）

18. 契約不適合責任

受注者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、発注者の指示により、必要な補足、修正を受注者の負担により行うものとする。

なお、発注者は、受注者から引き渡しをうけた日から1年以内に受注者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された旨を通知しなければ、契約不適合を理由とした請求等を行うことができない。

第2章

本事業は、次の項目について、発注者と受注者の協議のうえ実施する。

1. 実施設計

展示製作等に必要設計を行い、下記の設計図書の作成を行う。

- ① 平面図
- ② 仕上表
- ③ 展開図(展示内装・造作工事、演出システム・コンテンツ、グラフィック・サインほか)
- ④ 工程計画
- ⑤ その他発注者が求める事項

2. 工事(展示製作・設置等)

実施設計に基づき、下記の製作等を行う。

- ① 仮囲い、養生等の設置、撤去

- ② 各種展示物等の製作および設置等（展示内装・造作工事、演出システム・コンテンツ、グラフィック・サインほか）並びに一部の既存展示物のオーバーホール
- ③ その他発注者が求める事項

第3章 成果品

受注者は、下記の書類を作成し発注者に提出すること。

1. 成果品の数量及び形式

- ・実施設計図書 1部
- ・竣工図 1部
- ・機器等の納品一覧 1部
- ・機器等の取扱説明書、保証書 1部
- ・議事録 1部
- ・上記データを格納したCD 1部

2. 提出先

富山市新総曲輪1番7号
富山県危機管理局 消防課

第4章 その他

1. 著作権について

受注者は、成果品その他製作物（以下「製作物」という。）が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を引き渡し時に発注者に譲渡し、この場合において受注者は、当該著作物に係る著作人格権を行使しないものとする。なお、受注者が本事業の開始以前より、自己で保有する著作物については、発注者に利用を許諾することとどまるものとする。

また、受注者は製作物に第三者の著作物が含まれる場合には、第三者から著作物の利用許諾を受ける等により、発注者の製作物の利用に支障がないようにしなければならない。

2. 著作権使用料・監修費について

演出コンテンツ、グラフィック・サインの著作権の使用料として100万円（税別）ずつ、演出コンテンツの監修費として10万円（税別）を本事業内にて見込むものとする。